

22 病院・診療所

【関連章第7章5】

事例2 「病院の作業療法室から出火した火災」

出火時分 6月 5時ごろ

用途等 病院 耐火造 7/2 延 14,000 m²

防火管理 該当選任あり 消防計画あり

被害状況 建物ぼや1棟 陶芸用電気炉等焼損 傷者1人

概要

この火災は、病院地下1階の作業療法室から出火したものです。

出火原因は、自動運転タイマーがセットされた陶芸用電気炉の上に、荷物の入っている段ボールを置いたため、自動運転開始後に電気炉の天板部から段ボールに熱が伝わり出火したものです。

宿直勤務をしていた職員は、自動火災報知設備の感知器が地下1階で発報していたため、同僚と共に確認に向かいました。

地下1階に降りると、焦げ臭いにおいを感じ、作業療法室の中を見ると、部屋の奥に置いてある陶芸用の電気炉から炎が立ち上がっているのを発見しました。

火災発見後、職員は宿直室に戻り病院の固定電話から119番通報しました。

職員から初期消火を依頼された同僚は、廊下に設置されている粉末消火器を使用して、燃えている方向に数秒噴射して消火しました。

教訓等

この火災は、陶芸用電気炉の使用者以外の者が、タイマーがセットされていることを知らず可燃物を置いたために出火した火災です。

このような火災を防ぐため、使用者のみならず、部屋の利用者全員が出火の危険性があることを理解し、目視による点検等を行うことができるような環境を作りましょう。

また、診療所や病院等では入院患者等の歩行困難な方もいるため、火災が発生すると甚大な被害が生じるおそれがあります。勤務する職員は、このことを念頭に置き、電気製品を適切に取扱うようにしましょう。



写真 22-3 作業療法室の焼損状況



写真 22-4 陶芸用電気炉の焼損状況